

結成20周年
新たな大躍進
に向け出発!

日刊 千葉労働

国鉄千葉動力車労働組合

〒260-0017 千葉市中央区要町2番8号(動力車会館)

電話 (鉄電) 千葉 2935・2939番
(公) 043(222)7207番

99.7.26 No. 4995

自治体・民間協力10項目

政府文書の全文
(文中の「法案」は周辺事態法案)
国が国以外の者に対して求め、または依頼する協力の内容については、事態ごとに異なるものであり、あらかじめ具体的に確定される性格のものではなく、以下のものに限られないが、例えば次のような例が想定される。

- 1 地方公共団体の長にたいして求める協力項目例(法案第九条第...)
- 2 国以外の者に対して依頼する協力項目例(法案第九条第二項)

- 地方公共団体の管理する港湾の施設の利用
- 地方公共団体の管理する空港の施設の利用
- 建物、設備などの安全を確保するための許認可
- 民間病院への患者の受入れ
- 民間企業の有する物品、施設の貸与
- 地方公共団体にたいして依頼する協力項目例
- 人員及び物資の輸送に関する地方公共団体の協力
- 地方公共団体による給水
- 公立病院への患者の受け入れ

「周辺事態法」で JRに申し入れ

JRはどう対応する考えか?

7月12日、動労総連合は、ガイドライン法案に盛り込まれた、地方自治体や民間の戦争協力条項について、JR東日本及びJR貨物本社に申し入れを行った。申し入れた内容は、左記のとおり、周辺事態法に基づく戦争協力の要請政府からJRになされた場合、JRとしてはどのような対応する考えかを質したものである。

1. 政府は、地方自治体に対してはすでに法案の内容を説明するとともに協力要請を行っているが、JRに対しては政府から何らかの説明がなされているかどうか、また、説明がされているとすればどのような内容なのか明らかにされたい。
2. 政府から、周辺事態法に基づく武器・弾薬・兵員等の輸送に関する協力依頼がなされた場合、JR東日本としてはどのように対応する考えなのか、見解を明らかにされたい。

「周辺事態法」に関する政府見解

5月24日、新ガイドライン関連法が、自公の野合によって成立したが、周辺事態法には、「(周辺事態に際して)関係行政機関の長は、... 国以外の者(地方自治体及び民間)に対し、必要な協力を依頼することができる」との条項が盛り込まれおり、また同法案の国会審議過程では、地方自治体や民間の協力について、「政府は国内の民間企業に米軍の武器・弾薬・兵員輸送を依頼することができ...」

「物資の輸送について運送会社や航空会社などに依頼することを想定しており、これには武器・弾薬だけでなく武装した米兵の輸送も含まれる。」
「一般的な協力義務としては協することが当然であり常識だ。」

自治体にはすでに協力要請が!

政府はすでに2月7日付の別掲の文書を地方自治体に送達するとともに、47都道府県の担当課長を集め法案の内容を説明するとともに協力要請を行っており、二〇〇を超す地方議会でも反対や危惧の念を表明する意見書や決議が採択されている。例えば、静岡県議会で自民党も含む全会一致であげられた決議は、「(施設利用や物資輸送などで)一方的に地方自治体の役割が定められることには、地方自治の観点から深い危惧の念を抱き、容認できない」としている。

しかしこれは地方自治体だけの問題ではない、先の政府文書でも「民間に対して依頼する協力項目例」として、その冒頭に「人員及び物資の輸送に関する民間運送業者の協力」があげられており、JRをはじめ、ありとあらゆる民間の企業・労働者を戦争協力にかりようとしているのだ。

戦争協力反対!

ガイドライン関連法をもって日本は再び戦争のできる国家として世界に登場し、国家の生き残りを

かけて、「新たな大東亜共栄圏」をつくりあげるために凶暴な牙をむこうとしている。アメリカもまた世界の覇者としての地位を維持するために軍事外交政策に訴えている。われわれはいかなる戦争協力・戦争動員にも絶対に反対する。海員の仲間たち、港湾の仲間たち、航空の仲間たちが「戦争協力反対」の声をあげて今起ち上がりはじめている。怒りの声をあげ、広汎な闘いうねりをまき起こそう。戦争への道を許さぬために、われわれも共に起ちあがろう。

7・20反戦反核東京集会に参加

7月20日、8・6広島、8・9長崎統一実行委員会の主催で、反戦反核東京集会が開催された。元福岡県教組委員長梶村さんの講演など充実した内容で、国会から日谷公園に向けてのデモを貫徹し



7・20反戦反核東京集会